

第3回 香川県広域水道企業団水道事業等審議会



御殿配水池（高松市鶴市町）

P C（プレストレストコンクリート）製円筒タンク（屋根：アルミドーム工法）

配水池有効容量 6,000m³×2池

* 令和6年9月末完成予定



令和6年6月24日

香川県広域水道企業団

目次

1. 水道料金制度の概要

2. 水道料金統一に当たっての論点の整理

2.1 方針を決定したい項目

- 2.1.1 基本料金と従量料金 (案)
- 2.1.2 基本水量 (案)
- 2.1.3 料金体系（口径別、用途別） (案)
- 2.1.4 メーター使用料 (案)
- 2.1.5 従量料金 (案)

2.2 意見をいただきたい項目

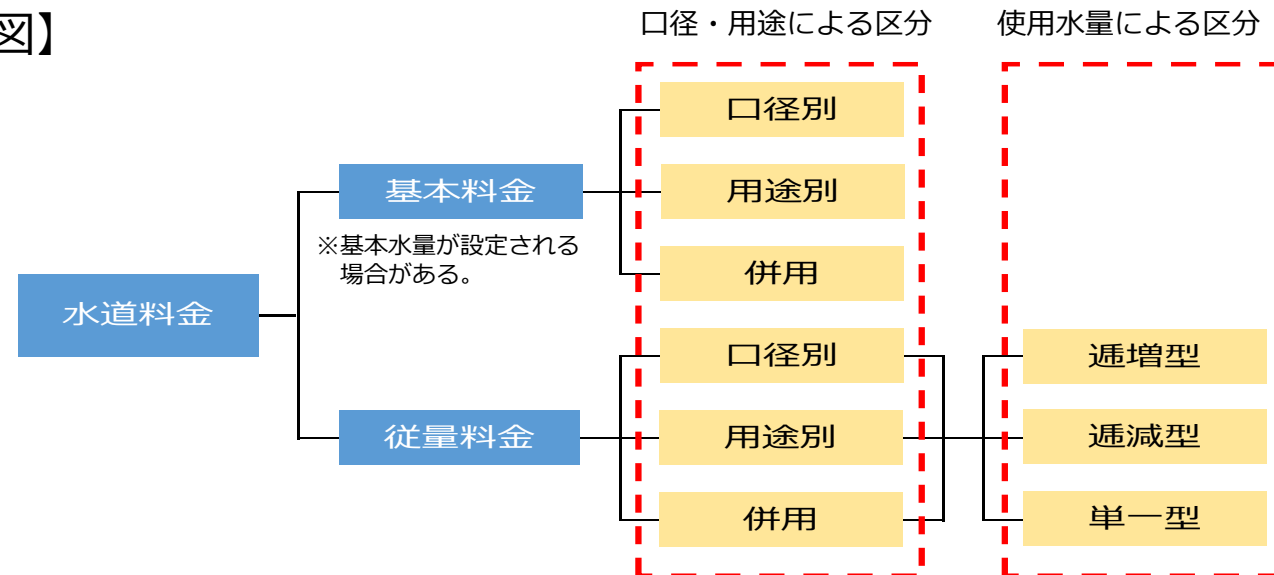
- 2.2.1 湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用
- 2.2.2 共同住宅（連用給水装置）
- 2.2.3 加入金制度
- 2.2.4 口座割引制度
- 2.2.5 福祉減免制度

1 水道料金制度の概要

料金制度の概要

- 現在の水道料金は、「基本料金」と「従量料金」から構成される（二部料金制）
※基本料金に「基本水量」を設定する場合がある
- 料金体系は、「口径別」、「用途別」又は「併用」に区分される
- 従量料金は、「逦増型」、「逦減型」又は「単一型」に区分される

【料金制体系図】



2 水道料金統一に当たっての論点の整理

2.1 方針を決定したい項目

- 2.1.1 基本料金と従量料金 (案)
- 2.1.2 基本水量 (案)
- 2.1.3 料金体系 (口径別、用途別) (案)
- 2.1.4 メーター使用料 (案)
- 2.1.5 従量料金 (案)

2.1.1 基本料金と従量料金①

《基本料金とは》

- ・ 使用水量とは関係なく負担してもらう料金



水道メーター設置費、検針及び水道料金収納等、
使用水量にかかわらず必要となる経費

- ・ 現在、ほぼ全ての事業者が基本料金を導入している

《従量料金とは》

- ・ 使用水量に応じて負担してもらう料金



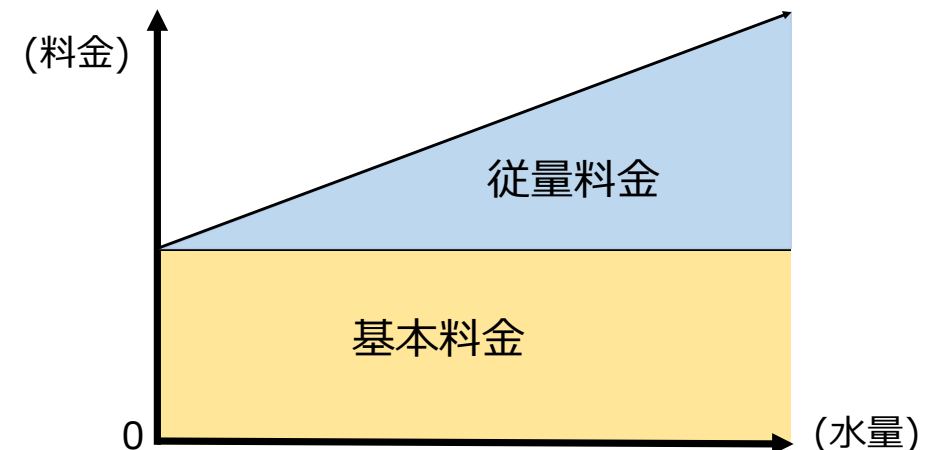
薬品費や動力費など、配水量に応じて変動する
経費

- ・ 基本料金に関する全国の導入状況

区分	事業者数	割合
基本料金あり	1,302	99.8%
基本料金なし	2	0.2%
合計	1,304	100.0%

(※R3水道統計より)

- ・ 基本料金と従量料金



2.1.1 基本料金と従量料金②

《基本料金と従量料金の収入割合（令和4年度実績）》

※基本料金：メーター使用料含む

※小豆島の料金体系は4体系であるが、合計を計上する

B C等	事業体	基本料金 (百万円)	従量料金 (百万円)	比率	
				基本料金	従量料金
東讃	さぬき	145	846	14.6	85.4
	東かがわ	144	537	21.2	78.8
小豆	土庄	120	258	31.7	68.3
	小豆島	192	276	40.9	59.1
高松	高松	2,440	5,065	32.5	67.5
	三木	181	272	39.9	60.1
	綾川	205	332	38.2	61.8
中讃	丸亀	610	1,486	29.1	70.9
	坂出	372	758	32.9	67.1
	善通寺	209	343	37.8	62.2
	宇多津	48	260	15.5	84.5
	琴平	55	195	22.1	77.9
	多度津	182	394	31.6	68.4
	まんのう	144	222	39.3	60.7
西讃	観音寺	452	864	34.3	65.7
	三豊	524	1,240	29.7	70.3
合計		6,021	13,349	31.1	68.9

2.1.1 基本料金と従量料金③

《他事業体の審議会答申の状況》

審議会等名称	答申内容
神奈川県営水道事業審議会	将来にわたり安定的に事業運営を継続していくためには、二部料金制のもと、本来は固定的な経費に相当する91%まで基本料金の収入割合を引き上げることが適当である。
東大阪市上下水道事業経営審議会	基本料金の割合を大きくすることによって、将来の有収水量の減少に伴う料金収入への影響を緩和できるため、料金体系の見直しにあたり、基本料金の割合を高めることが望ましい。
松山市上下水道事業経営審議会	今後、使用水量の減少が見込まれる中で経営の安定化を図るためには、基本料金への配分割合を増やす必要があり、施設利用率や中核市平均等を踏まえると、その割合を段階的に引き上げるのが妥当である。
神戸市上下水道事業審議会	水需要が減少していく中、今後、固定的経費の回収がより一層難しくなっていく恐れがある。そのため、基本料金と従量料金のバランスについては、基本料金の割合を高めていくような方向に移行していくことが必要である。
八戸圏域水道企業団経営審議会	実際に料金算定をする際は、現行料金との均衡を図りつつ、生活用水への配慮という観点から、固定費を基本料金と従量料金に配分し、妥当な範囲内で基本料金を設定することが望ましい。
群馬東部水道企業団水道料金審議会	従量料金による費用回収の割合が大きい場合、水需要減少に伴う水道料金の収入に大きな影響を与えるため、基本料金で回収すべきであることから、新料金表では、基本料金による費用回収の割合を現行料金表と比べて高める。

2.1.1 基本料金と従量料金（案）

⇒ 方針案 「基本料金」と「従量料金」で構成される二部料金制とする

- 基本料金と従量料金のバランスについては、原則、水道料金算定要領（日本水道協会）の手順に基づく算定方式とし、水道施設の適正な維持に必要な固定費が今後も水需要の減少に関係なく生ずることから、将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な費用（資産維持費）を見込んだ上で検討を行う

【日本水道協会水道料金算定要領に基づく考え方】

資産維持費 = 対象資産 × 資産維持率（3%）

(1)対象資産

償却資産額（建物、構築物、機械等）の料金算定期間期首と期末の平均残高

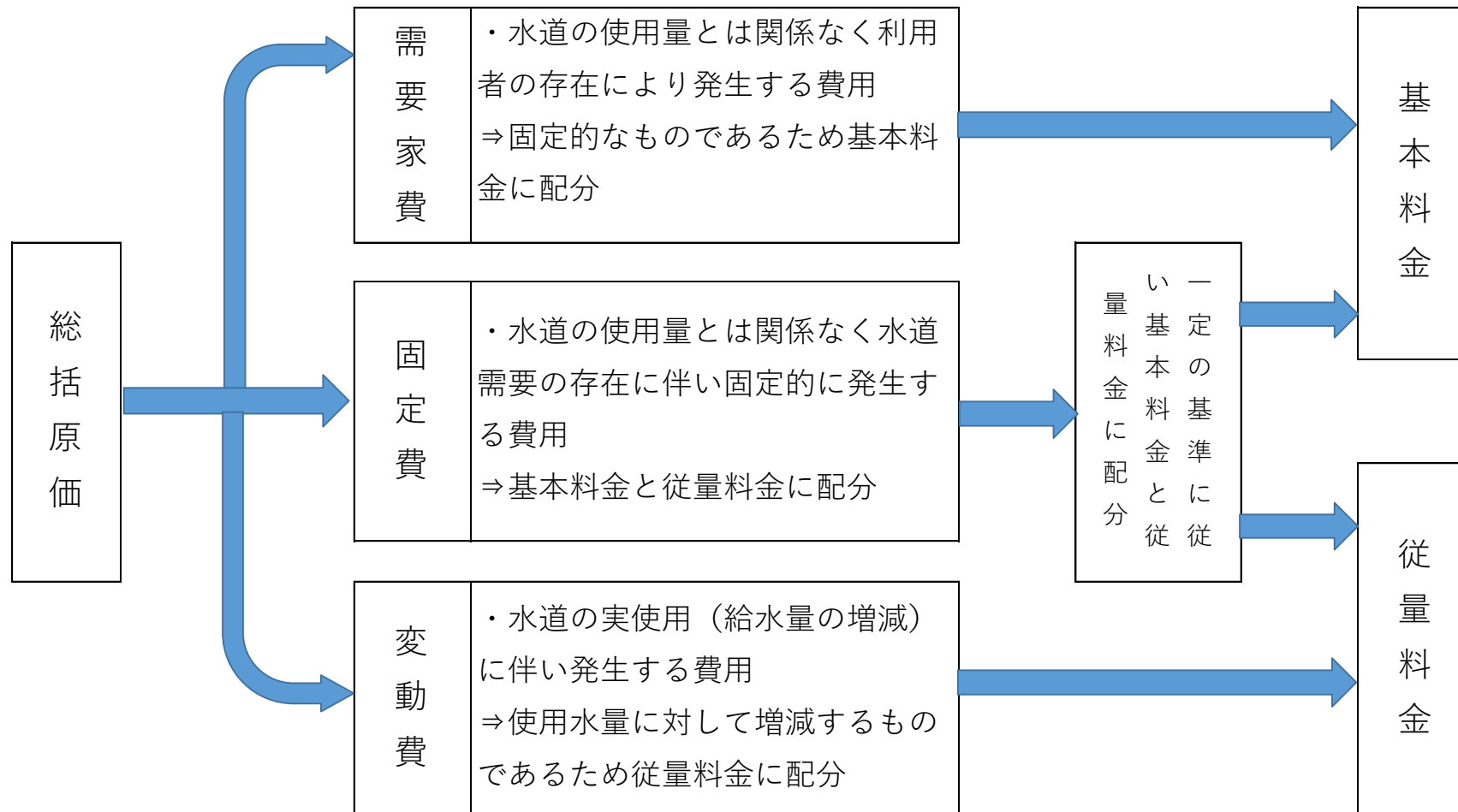
(2)資産維持率

永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として年3%を標準とする。

ただし、これにより難しいときは、各水道事業者における計画的な自己資本の充実を図るための所要額を資産維持費として計上できるものとする

2.1.1 基本料金と従量料金④

《参考：基本料金と従量料金のバランスの考え方》



2.1.2 基本水量①

《基本水量とは》

基本料金に含まれる一定水量のこと

この水量の範囲内では、実使用水量に関係なく料金は定額となる

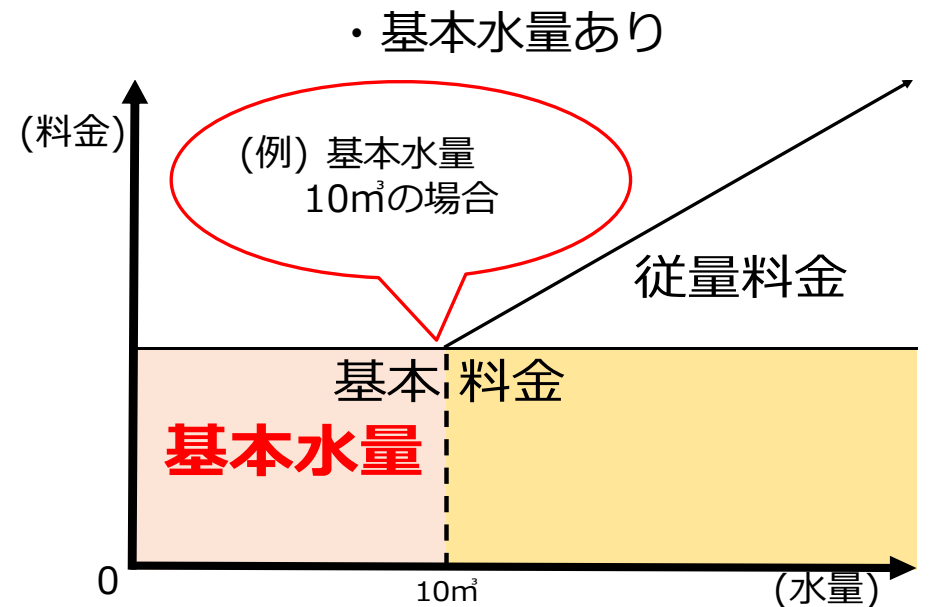
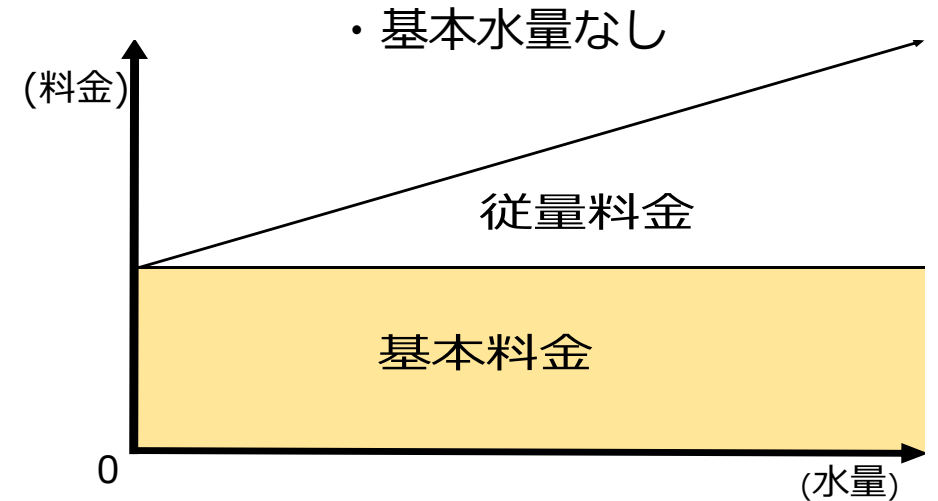
《導入の背景》

公衆衛生向上の観点から、水道を普及させ清浄な水の使用を促すことを目的に導入された制度

《基本水量に関する全国の導入状況》

区分	事業体数	割合
基本水量あり	930	71.3%
基本水量なし	374	28.7%
合計	1,304	100.0%

(※R3水道統計より)



2.1.2 基本水量②

《企業団内の基本水量の設定状況》

設定あり： 11事業体（給水人口比34%）

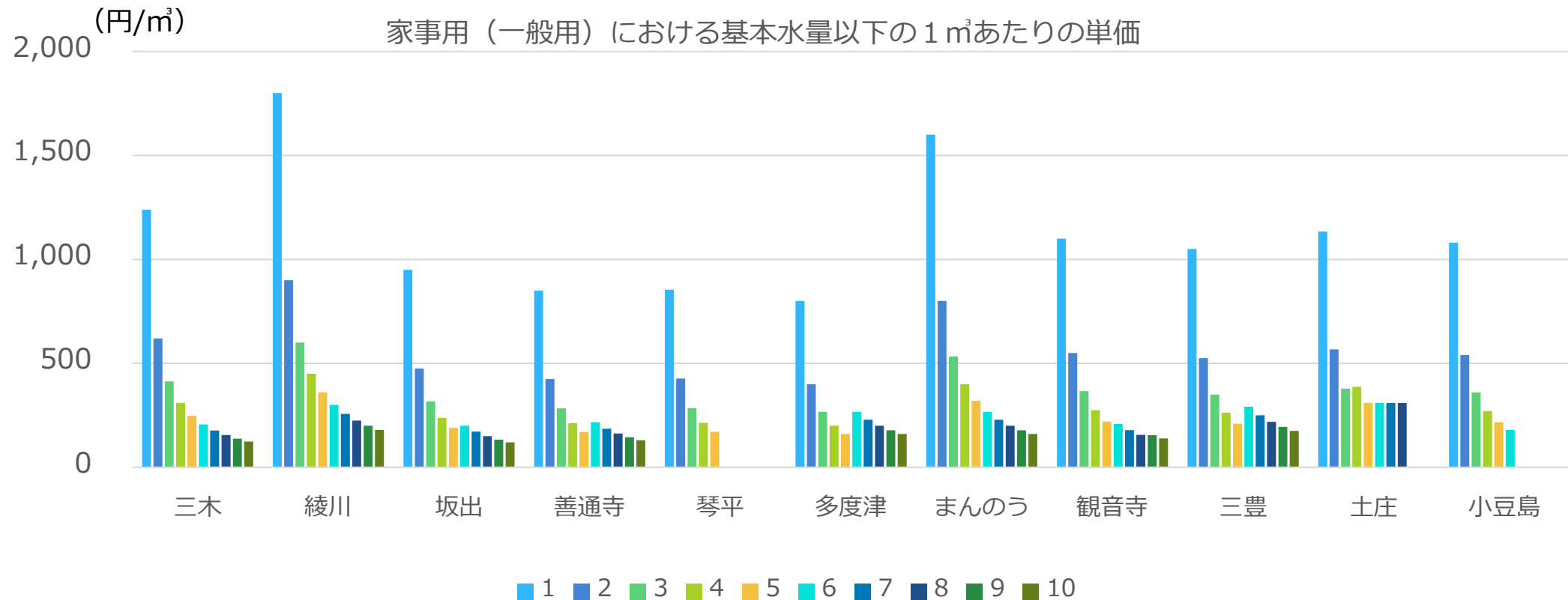
設定なし： 5事業体（給水人口比66%）

1カ月当たりの口径13mm（一般、家庭用等）の料金表の比較									
事業体	基本料金(円)			従量料金（1mにつき）(円)					
	水量なし	水量あり		1～10	11～20	21～30	31～50	51～	
さぬき	500	—		1～10 130	11～20 150	21～30 180	31～50 200	51～ 215	
東かがわ	500	—		1～10 130	11～20 150	21～30 180	31～50 200	51～ 215	
土庄	—	0～8 1,380	—	9～15 228	16～30 312	31～ 372			
小豆島(※)	—	0～6 1,080	—	7～10 180	11～25 230	26～ 270			
高松	1,000	—		1～10 40	11～20 130	21～100 200	101～ 240		
三木	—	0～10 1,143	—	11～ 172					
綾川	—	0～10 1,800	—	11～40 200	41～100 210	101～ 240			
丸亀	900	—		1～10 20	11～20 150	21～30 185	31～50 200	51～100 210	101～ 220
坂出	—	0～5 950	6～10 1,200	—	11～20 180	21～30 190	31～50 200	51～100 210	101～ 220
善通寺	—	0～5 850	6～10 1,300	—	11～30 180	31～50 190	51～ 195		
宇多津	300	—		1～5 70	6～ 130				
琴平	—	0～5 715	—	6～ 210					
多度津	—	0～5 800	6～10 1,600	—	11～20 200	21～30 240	31～50 245	51～100 275	101～ 280
まんのう	—	0～10 1,600	—	11～ 180					
観音寺	—	0～5 1,100	6～8 1,250	9～10 1,390	11～ 210				
三豊	—	0～5 1,050	6～10 1,750	—	11～ 210				

※小豆島の料金体系は4体系であるが、小豆島（一般）を比較対象とする。

2.1.2 基本水量③

《基本水量内使用者の単価の現況》



- 基本水量内使用者の使用水量ごとの単価は、1 m³の水を使った場合と基本水量内の最大水量を使った場合で、最大10倍の差が生じており、公平性に欠ける

2.1.2 基本水量④

《他事業体の審議会答申の状況》

審議会等名称	答申内容
東大阪市上下水道事業経営審議会	水道が十分に普及した状況、節水努力が反映されることを踏まえ、基本水量を解消することが望ましいと考える。
前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会	基本水量については、水道普及に伴い、公衆衛生上の観点から水需要を促すという当初の役割を概ね終えていることから、基本水量を廃止することが妥当である。ただし、家庭用の少量使用者への負担を考慮し、当面、小口径では存続すること。
神戸市上下水道事業審議会	使用水量に応じた負担を求める公平性の観点から、基本水量は段階的に引き下げていくことが望ましい。
茨城県南水道企業団水道運営審議会	基本水量制については、基本水量に満たない使用者の不公平感を解消するため、これを廃止し、口径ごとに一律の基本料金を設定して使用料に応じた従量料金を組み合わせた体系とすべきである。
群馬東部水道企業団水道料金審議会	構成団体の一部で設定されている基本料金に一定の水量を付与する基本水量については、基本水量内の水道使用者が増加しており、実際に使用した水量よりも高い水道料金を負担することになるため、使用者負担の公平性の観点から廃止する。
秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会	基本水量制は廃止することが望ましい。
大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	基本料金に設定される基本水量は、水道の普及とともにその役割を一定終えていると考えられることや、使用水量に関わらず料金が同じであることが合理性に欠ける点などから廃止。
田川広域水道企業団水道料金等審議会	水道料金算定要領では、基本水量は廃止が原則であるが、料金の激変を招くおそれがあるため、存置することとし、その水量は8m ³ に設定する。

2.1.2 基本水量（案）

⇒ 方針案 基本水量は廃止する

- 全国的には「基本水量あり」の事業者も相当数存在しているが、水道の普及率が98.2%（令和3年度末）となった今日では、「公衆衛生の向上を図る」という制度の趣旨はすでに果たされており、水道料金算定要領（日本水道協会）でも、基本水量を設定しない料金体系が原則とされている
- 香川県水道広域化基本計画では、高松市の料金体系（基本水量なし）を軸に統一することを基本としている

2.1.3 料金体系（口径別、用途別）①

《口径別、用途別の特徴》

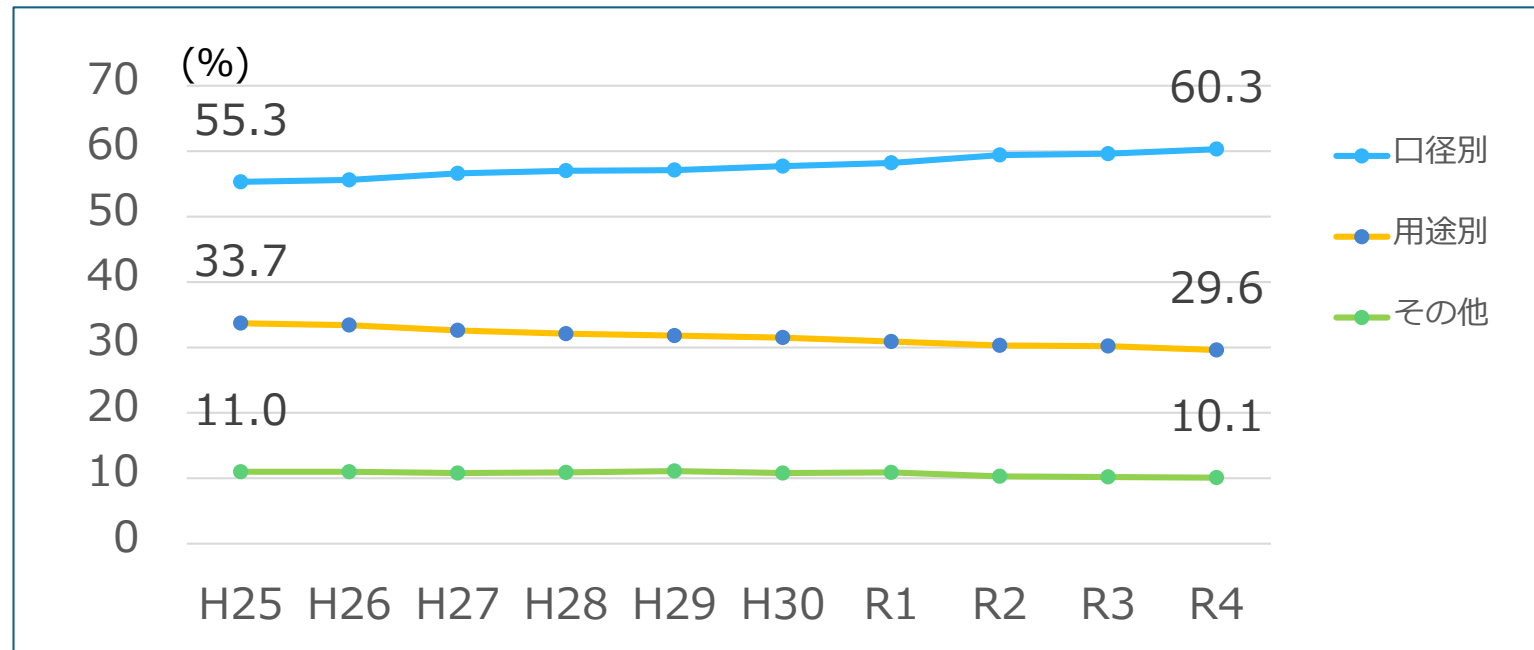
口径別料金体系：水道メーターの口径により料金を設定する方法

用途別料金体系：使用用途（家庭用、業務用等）により料金を設定する方法

併用料金体系：口径別と用途別を併用する方法

《全国における各料金体系の導入割合の推移》

※水道料金表より（日本水道協会）



2.1.3 料金体系（口径別、用途別）②

《企業団内の料金体系（口径別、用途別）》

事業体	口径別	用途別	併用	用途区分
さぬき	○	－	－	私設消火栓、臨時用
東かがわ	－	－	○	一般用、事業用、臨時用
土庄	－	－	○	家事用、営業用、団体用、工業用、湯屋用、工事又は臨時用、船舶用、私設消火栓
小豆島(一般)	－	○	－	家庭用、営業用、団体用、工業用、船舶用、工事及び臨時用
高松	○	－	－	一般用、湯屋用、特殊用
三木	－	○	－	家庭用、団体用、営業用、工業用、湯屋用、臨時用、私設消火栓演習用
綾川	－	○	－	一般用、臨時用、会場用
丸亀	○	－	－	一般用、臨時用、船舶用、私設消火栓用、公衆浴場用
坂出	○	－	－	一般用、公衆浴場用、臨時用、船舶用
善通寺	－	○	－	一般用、公衆浴場用、臨時用
宇多津	○	－	－	なし
琴平	－	○	－	家庭用、団体用、工業用、営業用、湯屋用、臨時用、共用栓
多度津	－	○	－	一般用、臨時給水装置
まんのう	○	－	－	一般用、公園用、共用栓、臨時用
観音寺	－	○	－	一般用、湯屋用、工業用、船舶用、臨時用、私設消火栓演習用
三豊	○	－	－	一般用、自治会場・墓地用、船舶用、工場用、臨時用

※小豆島の料金体系は4体系であるが、小豆島（一般）を比較対象とする

2.1.3 料金体系（口径別、用途別）③

《 他事業体の審議会答申の状況 》

審議会等名称	答申内容
東大阪市上下水道事業経営審議会	水道料金算定要領では、口径別料金体系を原則とする旨が記載されていますが、一度に全ての用途区分を撤廃した場合、水道料金の激変を招くことから、段階的な解消を目指し、当面、一部用途区分を存置することが考えられる。以上のことを踏まえ、用途別口径別併用の料金体系へ見直すことが望ましい。
新居浜市上下水道事業運営審議会	負担の公平性や料金体系のわかりやすさから、口径別を採用する事業者が全国的に増加しているが、口径別導入に当たり一定の周知期間が必要であることから、今回の改定では現行の用途別の料金体系を採用することが適当である。次回の改定では、口径別導入を検討されたい。
八戸圏域水道企業団経営審議会	料金算定の客観的妥当性の確保や、使用水量に応じた公平な費用負担とするためには、口径の違いによる受益の度合いを基準とした口径別料金体系とすることが望ましい。
茨城県南水道企業団水道運営審議会	現在の用途別料金体系については、一般家事用料金の負担を軽減するため、家事用以外の用途への負担を大きくした体系となっているが、需要者の水道の利用形態は、時代とともに多岐多様に変化していることから、これを規定の用途に当てはめることが困難となっている。また、実際の使用状況を把握することも難しい状況を鑑み、他事業者で一般的となっている口径別料金体系に移行することが望ましい。
大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	料金体系については、口径別料金体系を維持する。

2.1.3 料金体系（口径別、用途別）（案）

⇒ 方針案 口径別料金体系とする

- 口径別料金体系は、口径ごとに必要となる費用に応じた料金を求めるため、費用負担の公平性と料金体系の明確性が確保できるが、用途別料金体系は、一般家庭用の用途区分を設定することで生活水の低廉化を図れるものの、用途の区分が明確でなく、客観性に欠けることから、水道料金算定要領（日本水道協会）では、漸進的に解消することとされている
- 香川県水道広域化基本計画では、高松市の料金体系（口径別料金体系）を軸に統一することを基本としている

2.1.4 メーター使用料①

《メーター使用料とは》

水道メーターの購入費など、メーターに係る経費を、メーターの口径に応じて負担するもの

《メーター使用料に関する全国の状況》

メーター使用料	事業体数	割合
設定あり	329	25.2%
設定なし	975	74.8%
合計	1,304	100.0%

(※R3水道統計より)

《企業団の状況》

メーター使用料	事業体	給水人口比
設定あり	土庄、三木、琴平	5%
設定なし	高松等 13事業体	95%
合計	16事業体	100%

令和4年実績：4,400万円

2.1.4 メーター使用料②

《メーター使用料と用途別料金体系の関係》

口径別料金体系			用途別料金体系		
基本料金	13mm	○円	基本料金	家庭用	○円
	20mm	△円		業務用	△円
	XXmm	×円		XX用	×円
			メーター 使用料	13mm	○円
				20mm	△円
				XXmm	×円

- ▶ 用途別料金体系では、メーター口径にかかわらず基本料金が同額となることから、メーター使用料を設定する傾向がある（県内でメーター使用料を設定している土庄、三木、琴平事業体も用途別料金体系をとっている）

《他事業体の審議会答申の状況》

審議会等名称	答申内容
大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	メーター使用料を廃止して、相当分を基本料金に含む。

2.1.4 メーター使用料（案）

⇒ 方針案 メーター使用料は設定しない

- 統一料金については、口径別料金体系を基本とすることとしている
- 香川県水道広域化基本計画では、高松市の料金体系（メーター使用料の設定なし）を軸に統一することを基本としている
- メーター使用料を設定しないことによる収入減は、基本料金で補う

2.1.5 従量料金①

《従量料金の仕組み》

- ・ **逡増型**とは、使用水量が多くなるほど、1 m³あたりの単価が**高くなる**
- ・ **逡減型**とは、使用水量が多くなるほど、1 m³あたりの単価が**安くなる**
- ・ **単一型**とは、使用水量の多寡にかかわらず、**単一**で単価を設定する

《従量料金の現状》

水道事業者の**約67%**が**逡増型**を採用

《料金改定に伴う従量料金の設定見直しに係る全国状況》

区分	事業体数	割合
逡増度減少	95	65.1%
逡増度増加	43	29.4%
逡増度変更なし	8	5.5%
合計	146	100%

集計対象：H23～R2で料金改定を実施した事業体の内、家事用を値上げした事業体（146事業体）
※水道統計情報を用いて改定前後を比較するため、最新の公表値R2から過去10年分を対象とした

2.1.5 従量料金②

《 高松事業体（一般用）における料金（1か月につき） 》

事業体	料金表										左の1m ³ 当たりの基本単価(円)	従量料金の最高単価(円)	逓増度
	口径(mm)	メーター使用料(円)	基本水量(m ³)	基本料金(円)	従量料金					10m ³ /月当たりの料金(円)			
					水量区分(m ³)								
高松	13	0	0	1,000	1 m ³ ~ 10 m ³	40	1,400	140	240	1.71 (最高単価240円 / 1m ³ 当たりの最低の基本単価140円)			
					11 m ³ ~ 20 m ³	130							
	20			2,000	21 m ³ ~ 100 m ³	200	2,400	240					
					101 m ³ ~	240							
	25			3,000	1 m ³ ~ 20 m ³	130	4,300	430					
	40			7,600			8,900	890					
	50			16,000	21 m ³ ~ 100 m ³	200	17,300	1,730					
	75			34,000			35,300	3,530					
100	62,000	101 m ³ ~	240	63,300	6,330								
150	160,000			161,300	16,130								

2.1.5 従量料金③

《 企業団内の逡増度の状況 》

B C	事業体	口径13mmまたは家庭用1か月10m ³ 使用時の料金				1m ³ 当たりの基本単価(イ)	従量(超過)料金の最高単価(ウ)	逡増度(エ) =(ウ÷イ)
		基本料金	従量(超過)料金	メーター使用料	計(ア)			
東讃	さぬき	500	1,300	0	1,800	180	215	1.19
	東かがわ	500	1,300	0	1,800	180	215	1.19
小豆	土庄	1,380	456	168	2,004	200	396	1.98
	小豆島(一般)	1,080	720	0	1,800	180	270	1.50
高松	高松	1,000	400	0	1,400	140	240	1.71
	三木	1,143	0	96	1,239	124	172	1.39
	綾川	1,800	0	0	1,800	180	240	1.33
中讃	丸亀	900	200	0	1,100	110	220	2.00
	坂出	1,200	0	0	1,200	120	220	1.83
	善通寺	1,300	0	0	1,300	130	195	1.50
	宇多津	300	1,000	0	1,300	130	150	1.15
	琴平	715	1,050	139	1,904	190	260	1.37
	多度津	1,600	0	0	1,600	160	280	1.75
	まんのう	1,600	0	0	1,600	160	200	1.25
西讃	観音寺	1,390	0	0	1,390	139	210	1.51
	三豊	1,750	0	0	1,750	175	220	1.26

※ 従量(超過)料金の最高単価(ウ)は、18Pの高松事業体のまとめた場合の例の「一般用」の最高単価とした

※ 土庄の最高単価は、営業用、団体用、工業用であるが、使用水量が101~500までが対象であり、501~は324円となる

※ 小豆島の料金体系は4体系であるが、小豆島(一般)を比較対象とする

※ まんのうは、公園用の350円が最高単価だが、対象の柱数が少ないため、一般用を最高単価とした

2.1.5 従量料金④

《 近隣事業体との従量料金の逡増度比較 》

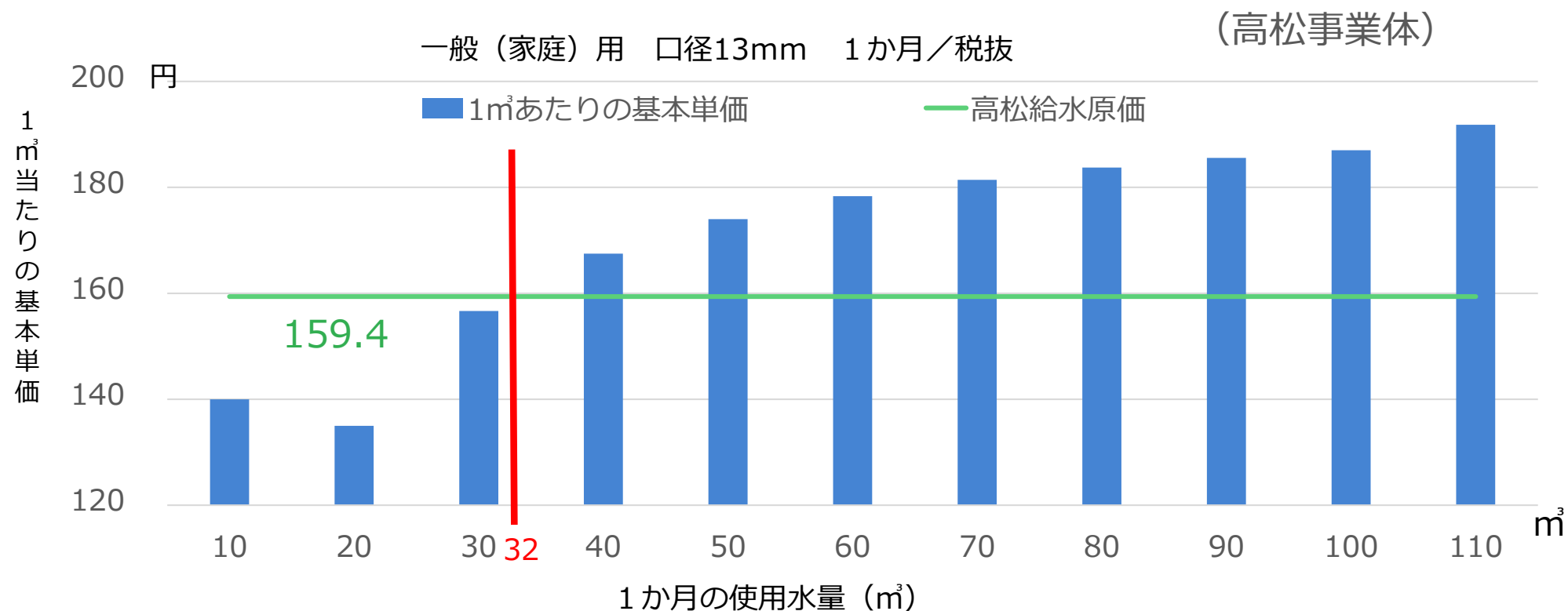
【税抜】（単位：円）

事業体名	口径13mm 1か月10m ³ 使用時の料金				左の1m ³ 当 たりの基本 単価(イ) =(ア÷10)	従量(超過) 料金の最高 単価(ウ)	逡増度 (エ) =(ウ÷イ)
	基本料金	従量(超過) 料金	メーター 使用料	計(ア)			
松山市	900	509		1,409	141	265	1.88
徳島市	589	260	66	915	92	203	2.22
高知市	810	354		1,164	116	335	2.88
岡山市	840	300		1,140	114	255	2.24
広島市	760	50		810	81	316	3.90
高松事業体	1,000	400		1,400	140	240	1.71

- 高松事業体の逡増度は、近隣の事業体と比較して高い水準ではない

2.1.5 従量料金⑤

《 1 m³当たりの基本単価と給水原価（令和4年度実績） 》



- 一般家庭など小口使用者に配慮した料金設定となっている一方で、給水原価割れのライン（使用水量：32m³/月 水道料金5,100円）以下の戸数が約94%となっており、水道水を供給するために必要な経費が回収しにくい料金体系となっている

2.1.5 従量料金⑥

《 他事業体の審議会答申の状況 》

審議会等名称	答申内容
神奈川県営水道事業審議会	水需要が減少する局面では、逓増度が高い料金体系は、水需要の減少以上に料金収入が減少してしまう特徴をもっていることから、見直すことが妥当と考える。ただし、逓増制の見直しは、多量使用者の負担が減る一方で、生活用水などの少量使用者への急激な負担増も懸念されることから、逓増制自体は当面維持しつつ逓増度を段階的に緩和していくことが望ましい。
東大阪市上下水道事業経営審議会	生活用水の料金の低廉性維持、使用水量の適正化（節水の促進）の観点から、逓増制を維持していく必要性はあるものの、公平性の観点から料金負担の適正化（逓増度の緩和）を図っていくことが望ましい。
新居浜市上下水道事業運営審議会	従量料金については、水需要の増減に収入が影響されない体系として、経営の安定性から逓増度を緩和することが適当である。
前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会	従量料金については、動力料など水道水に均一にかかる費用を賄うため、水使用量に関わらず均一の単価であることが望ましいことから、逓増度（従量料金単価の差）を現行より低く抑えることが適当である。ただし、各使用者の負担に考慮し設定すること。
神戸市上下水道事業審議会	逓増制は、使用水量が少ない小口利用者にとっては負担が少ないが、大口利用者にとっては負担が大きい制度となっている。逓増制については、小口利用者と大口利用者の負担の公平性を考慮し、早期に見直していくことが望ましい。
茨城県南水道企業団水道運営審議会	過度の逓増度の設定は、大口需要者への負担を過剰に求めることとなり、事業者の撤退や地下水への転換を促進する可能性があることから、現状の逓増度1.71を基準として設定するものとし、将来的には段階的に逓増度の緩和を図っていくことが求められる。
秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会	負担の公平を考慮すると従量料金における逓増度は3倍未満に緩和することが望ましい。
大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	従量料金について、今回の料金改定に伴い、生活用水利用の使用者の負担増加を顧慮し、水量区分の調整や逓増制の維持、また府内平均より低い水準とした逓増度を設けるなどの配慮がなされている。

2.1.5 従量料金（案）

⇒ 方針案 逡増型の従量料金体系を基本とする

- 全国で過半数の団体が逡増型であり、県内でも11の事業者が逡増型（残り5事業者は単一型）である
- 香川県水道広域化基本計画では、高松市の料金体系（逡増型）を軸に統一することを基本としている
- 高松事業者の逡増度は、近県の事業者と比較して高い水準にはないが、他事業者の見直しの状況も踏まえ、逡増度を緩和する方向で検討する
 - ・ 従量料金の最高単価が企業団内で比較的高い水準となっており、各事業者の状況を踏まえながら、大口使用者と一般家庭などの小口使用者間の公平性の確保に努める
 - ・ 原価割れにより必要な経費が回収できていない一般家庭など小口使用者の料金水準について、経営面での安定を図るため、原価割れを低減する方向で検討する

2 水道料金統一に当たっての論点の整理

2.2 意見をいただきたい項目

- 2.2.1 湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用
- 2.2.2 共同住宅（連用給水装置）
- 2.2.3 加入金制度
- 2.2.4 口座割引制度
- 2.2.5 福祉減免制度

2.2.1 湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用①

《 企業団の湯屋（公衆浴場）用の状況 》

- ・ 条例で規定 8事業体（高松、三木、丸亀、坂出、善通寺、琴平、観音寺、土庄）
- ・ 適用事業体 3事業体（高松（5水栓）、坂出（1水栓）、観音寺（1水栓））
- ・ 適用事業体の料金表

【1月あたり、単価は税抜き】

事業体名	基本料金	基本水量	従量料金（一般用に比べて低単価な料金設定）
高松事業体	メーター口径による （一般用と同じ）	無	20m ³ まで65円/m ³ 、21～100m ³ まで100円/、101m ³ ～ 120円/m ³
坂出事業体	11,000円	250m ³	251m ³ ～ 105円/m ³
観音寺事業体	7,000円	200m ³	201m ³ ～ 100円/m ³

- ・ 調定額 1,330万円（令和4年度実績）
（参考）上記調定額を高松の一般用に置換えた場合、2,730万円程度となる

2.2.1 湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用②

《 近隣事業体の湯屋（公衆浴場）用の適用状況 》

事業体名	基本料金	基本水量	従量料金（一般用比べて低単価な料金設定）	
松山市	メーター口径による （一般用と同じ）	無	口径20mmまで 口径25mm以上	10m ³ まで 59.1円/m ³ 、11m ³ ～ 86.4円/m ³ 86.4円/m ³
徳島市	6,500円	200m ³	201～1,000m ³ まで 66.4円/m ³ 、1,001m ³ ～ 130円/m ³	
高知市	4,000円	60m ³	61～100m ³ まで 30円/m ³ 、101～200m ³ まで 40円/、201m ³ ～ 45円/m ³	
岡山市	メーター口径による （一般用と同じ）	無	1,000m ³ まで 62円/m ³ 、1,001m ³ ～ 107円/m ³	
広島市	メーター口径による （一般用と同じ）	無	10m ³ まで5円/m ³ 、11～15m ³ まで106円/、16m ³ ～ 62円/m ³	

2.2.1 湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用③

《 企業団の特殊（臨時）用の状況 》

- ・ 宇多津事業体を除くすべての事業体が特殊（臨時）用を設定している
- ・ ほとんどの事業体が一般用に比べ1m³あたりの単価を高く設定している

（参考）特殊（臨時用）用の最高単価と一般用の最高単価との比較

高松2.0倍、丸亀0.86倍、坂出1.27倍、善通寺2.0倍、観音寺1.57倍など

- ・ 事業体間での単価の差が大きい（最高単価700円（多度津）、最低単価86円（小豆島中山地区及び当浜地区））
- ・ 特殊（臨時）用の占める割合は、件数ベースで1.7%、調定ベースでは0.6%である * R3水道統計値
- ・ 企業団全体の調定額 約1億900万円（令和4年度実績）

（参考）上記調定額を高松の一般用に置換えた場合、7,500万円程度となる

《 近隣事業体の特殊（臨時）用の状況 》

事業体名	基本料金（円）	基本水量	従量料金 （1 m ³ あたり）	【参考】一般用の 最高単価（1 m ³ あたり）
徳島市	1,200	無	203.6円	203.6円
高知市	無	無	335 円	335 円

* 松山市、岡山市、広島市は特殊（臨時）用なし

2.2.1 湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用④

《他事業体の審議会答申の状況》

審議会等名称	答申内容
神奈川県営水道事業審議会	公衆浴場は、物価統制令により入浴料金の統制がされていることや、公衆衛生の観点からも、これまでと同様に低廉な料金とする配慮を継続することが望ましい。
岡山市水道事業審議会	公衆浴場用の水道料金は、公衆衛生上の性質を考慮しつつ、必要な改定を実施する。具体的には、基本料金は一般用と同様に改定し、従量料金は1段目の改定率を低めに設定する。
宝塚市上下水道事業審議会	浴場用は、昨今の社会情勢に加えて物価統制令を考慮し、料金を据え置くことが妥当です。
松山市上下水道事業経営審議会	物価統制令により入浴料金の設定に制約がある公衆浴場にも、できる限り負担増とならないよう配慮されたい。
神戸市上下水道事業審議会	公衆浴場用、共用家事用については、従前より、低廉な従量料金の単価が設定されているが、独立採算制を原則とする水道事業の性質上、水道事業において負担することは適切ではない。
中空知広域水道企業団水道料金審議会	浴場用料金については低廉な料金体系としてきたところだが、現在の料金における基本的な考え方を踏襲しながら、現行の料金に対し平均改定率を乗じた料金が適正であると判断する。
八戸圏域水道企業団経営審議会	浴場用やプール用については、公衆衛生や公共的観点から低廉に供給してきたものであり、負担軽減のための措置は今後とも必要と思われる。臨時用や船舶用については、特別な使用目的のため、一般用の料金体系とは別設定となることもやむを得ないものと思われる。
田川広域水道企業団水道料金等審議会	一般公衆浴場の入浴料金は条例等により上限が定められていることから、水道料金が値上げされた場合に入浴料金を値上げすることが困難であることから、公衆浴場については湯屋用の用途区分を設定し、一般公衆浴場とその他の公衆浴場に分けて料金体系を設けることが妥当との意見で一致した。

2.2.1 湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用⑤

《 湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用の検討にあたって 》

- 全国的には口径別料金体系の例外として、物価統制令の観点から「湯屋（公衆浴場）用」に配慮した事例は多数あり、また、工事用や船舶給水用などの特殊な使用形態という観点から「特殊（臨時）用」を設定する等の対応を行っている事例も少なからず見受けられる
- 香川県水道広域化基本計画では、高松市の料金体系（口径別料金体系（例外として湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用を設定））を軸に統一することを基本としている
- 湯屋（公衆浴場）用、特殊（臨時）用を口径別料金体系の例外とせず、完全な口径別料金体系として高松の一般用に集約した場合、現在の事業体毎の収入調定額合計と比較して、湯屋（公衆浴場）用対象部分で約1,400万円のプラス、特殊（臨時）用対象部分では約3,400万円のマイナスの影響が想定される

2.2.1 湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用⑥

《 高松事業体の口径別料金体系にまとめた場合の例 》

用途	説明
一般用	湯屋用及び特殊用以外に使用するもの
企業団で統合する用途	
家事用、家庭用、団体用、営業用、事業用、工業用、共用栓、会場用、自治会場・墓地用	

(例外として)

用途	説明
湯屋(公衆浴場)用	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で香川県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けるものに使用するもの

用途	説明
特殊用（臨時）用	建設工事、列車、船舶、噴水その他臨時的に使用するもの
企業団で統合する用途	
工事用、臨時用、船舶用、私設消火栓演習用	

2.2.2 共同住宅（連用給水装置）①

《共同住宅における料金徴収》

従量料金に係る逦増料金制（使用水量が多くなるほど料金単価が高くなる）下において、私設子メーターが設置された共同住宅で水道を使用する場合、共同住宅全体で検針・徴収する方法は、居室ごとに検針・徴収する方法に比べて1居室当たりの水道料金が割高となる場合があることから、日本水道協会 営業業務マニュアル（令和3年3月改訂版）では、解消方法として、次の2制度が挙げられている

（ア）各戸検針・各戸徴収制度

厚生省水道課長通知（昭和38年環水第36号）において示されたものであり、共同住宅の家主等と「各戸検針及び各戸徴収等に関する契約」を締結するとともに、共同住宅の各居室に設置された私設子メーターを検針し、居住者別に料金を請求する制度

（イ）「共同住宅扱い」料金制度

各居室に公設メーターを設置していない共同住宅を対象としたものであり、水道事業者の定める基準に適合した場合（連用給水装置）に、当該共同住宅の給水装置所有者である家主等からの申請に基づき、親メーターの使用水量及び共同住宅内の世帯数に応じて料金の計算を行う特別の料金制度

2.2.2 共同住宅（連用給水装置）②

《企業団における現状（上記（イ）について）》

	共同住宅（連用給水装置）	
請求方法	全戸分を一括請求	
請求先	親メーターの使用者	
請求に用いる使用水量	親メーターの水量	
料金の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 基本料金（親メーターの口径） 従量料金（親メーターの水量を戸数で割り、各戸の使用水量を均等とみなして各戸ごとに算定した料金の合計額とする） 	<ul style="list-style-type: none"> 使用水量は、親メーターの水量を戸数で割り、各戸の使用水量を均等とみなす 料金は、各戸に子メーターが設置されたものとみなし、各戸ごとに算定（基本料金+従量料金）した料金の合計額とする
適用事業体	高松、東かがわ	三木、丸亀、坂出、善通寺、宇多津、多度津、さぬき
親メーターの設置者	企業団	
子メーターの設置者	集合住宅の所有者が任意で設置	
適用水栓数	約3,100	約330
適用戸数	約52,000	約5,300
	親メーターのみ企業団が設置したメーターであることから、基本料金は親メーターを対象	全国的な考え方

2.2.2 共同住宅（連用給水装置）③

《連用給水装置とは》

香川県広域水道企業団水道事業給水条例第3条第2号

1のメーターを設置し、2戸又は2箇所以上が各々専有の給水栓で使用するもの

《連用給水装置の要件》

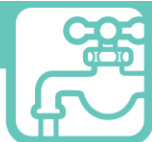
香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程第3条

条例第3条第2号に定める連用給水装置は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 1のメーターにより供給される水を2戸以上が使用できる共同住宅であること
- (2) 企業長が特に認める場合を除き、貯水槽以下の設備で使用されるものであること
- (3) 水の使用用途が家庭用であること
- (4) 各戸又は各室において台所、風呂、便所等に3栓以上の給水設備があり、生活形態が整っていること

2.2.2 共同住宅（連用給水装置）④

《 水道のしくみ（連用給水装置と各戸検針） 》

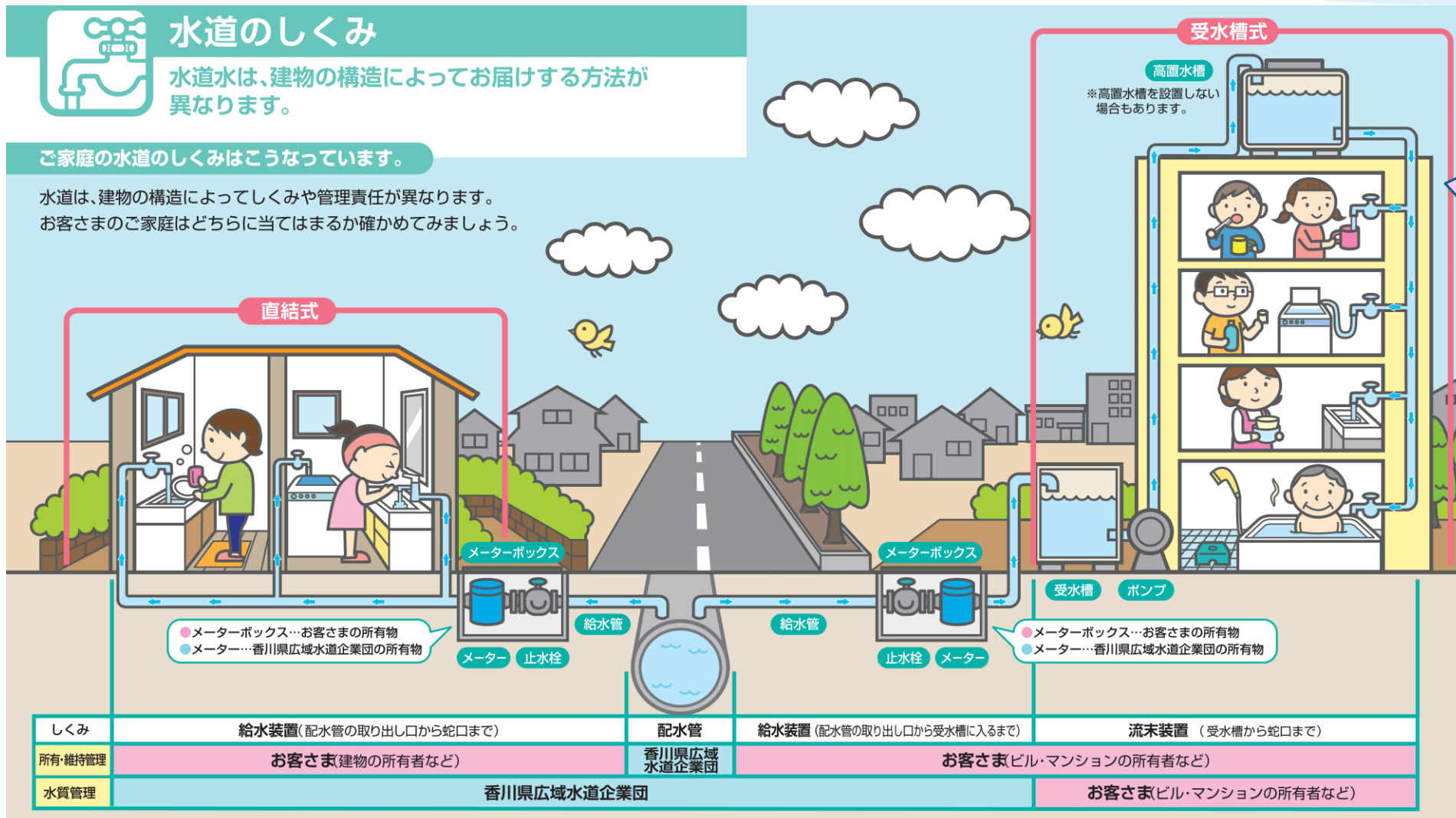


水道のしくみ

水道水は、建物の構造によってお届けする方法が異なります。

ご家庭の水道のしくみはこうなっています。

水道は、建物の構造によってしくみや管理責任が異なります。
お客さまのご家庭はどちらに当てはまるか確かめてみましょう。



連用給水装置のイメージ図

各戸検針の場合は、各戸の子メーターを検針します

2.2.2 共同住宅（連用給水装置）⑤

《 共同住宅（連用給水装置）の検討にあたって 》

- 連用給水装置が設置されている共同住宅に対し、「共同住宅扱い」料金制度として、一般の住居と異なる計算方法を採用すること自体は、全国的にも多くの事例がある
- 香川県水道広域化基本計画では、高松市の料金体系を軸に統一することを基本としているが、全国的には高松と異なる考え方で計算を行っている事業者が多い
- 高松の考え方に統一した場合、全国的な考え方とは異なるものとなり、一方、全国的な考え方に合わせた場合、県内の適用戶数からすると、影響が大きい

2.2.3 加入金制度①

《水道加入金とは》

新しく水道を利用する場合に、水道施設の整備に必要な費用の一部を負担してもらうもの

《水道加入金を設定する理由》

水道事業は、水道料金等の収入で経営していることから、新しく水道を利用する方が増えると、新たな水の需要に応えるため、水源の確保や水道施設の整備が必要になる

この費用のすべてを水道料金だけで賄おうとすると、費用負担の不均衡が生じることから、**水道利用者間の負担の公平**と**水道料金の高額化の抑制**を図るため、水道施設の整備に必要な費用の一部を加入金として負担してもらう

《水道加入金の根拠規程》

水道法第 14 条第 1 項に規定されている「その他の供給条件」を法的根拠とする

(供給規程)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない

2.2.3 加入金制度②

《水道加入金の比較（高松料金との差額）》

上段：現行
下段：高松料金との差額

事業体	メーター口径加入金（円：税抜）									
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
高松	60,000	180,000	300,000		780,000	1,620,000	4,440,000	9,060,000	25,020,000	
さぬき	58,300	175,900	254,600	390,700	638,800	1,018,500	2,546,200	5,092,500		
	△ 1,700	△ 4,100	△ 45,400	390,700	△ 141,200	△ 601,500	△ 1,893,800	△ 3,967,500		
東かがわ	30,000	60,000	120,000	200,000	400,000	800,000	1,500,000	1,800,000	2,400,000	
	△ 30,000	△ 120,000	△ 180,000	200,000	△ 380,000	△ 820,000	△ 2,940,000	△ 7,260,000	△ 22,620,000	
土庄	36,000	90,000	150,000	200,000	440,000	740,000	1,800,000			
	△ 24,000	△ 90,000	△ 150,000	200,000	△ 340,000	△ 880,000	△ 2,640,000			
小豆島	40,000	100,000	180,000		450,000	800,000	1,800,000			
	△ 20,000	△ 80,000	△ 120,000		△ 330,000	△ 820,000	△ 2,640,000			
三木	57,143	114,286	190,477	285,715	476,191	952,381	2,857,143			
	△ 2,857	△ 65,714	△ 109,523	285,715	△ 303,809	△ 667,619	△ 1,582,857			
綾川	90,000	270,000	450,000	900,000	1,350,000	2,250,000				
	30,000	90,000	150,000	900,000	570,000	630,000				
丸亀	40,000	80,000	120,000		400,000	600,000	1,600,000	3,000,000	5,000,000	9,800,000
	△ 20,000	△ 100,000	△ 180,000		△ 380,000	△ 1,020,000	△ 2,840,000	△ 6,060,000	△ 20,020,000	9,800,000
坂出	50,000	100,000	150,000	270,000	550,000	900,000	2,500,000	5,000,000		
	△ 10,000	△ 80,000	△ 150,000	270,000	△ 230,000	△ 720,000	△ 1,940,000	△ 4,060,000		
善通寺	60,000	120,000	180,000		600,000	1,080,000	3,000,000	6,000,000		
	0	△ 60,000	△ 120,000		△ 180,000	△ 540,000	△ 1,440,000	△ 3,060,000		
宇多津	50,000	100,000	150,000		500,000	750,000	2,000,000	4,000,000		
	△ 10,000	△ 80,000	△ 150,000		△ 280,000	△ 870,000	△ 2,440,000	△ 5,060,000		
琴平	60,000	100,000	130,000		300,000	550,000				
	0	△ 80,000	△ 170,000		△ 480,000	△ 1,070,000				
多度津	40,000	80,000	120,000		300,000	550,000				
	△ 20,000	△ 100,000	△ 180,000		△ 480,000	△ 1,070,000				
まんのう	60,000	100,000	130,000	200,000	300,000	550,000				
	0	△ 80,000	△ 170,000	200,000	△ 480,000	△ 1,070,000				
観音寺	50,000	100,000	150,000	275,000	500,000	900,000	2,500,000	5,000,000		
	△ 10,000	△ 80,000	△ 150,000	275,000	△ 280,000	△ 720,000	△ 1,940,000	△ 4,060,000		
三豊	60,000	120,000	180,000	240,000	480,000	700,000	1,500,000	3,000,000		
	0	△ 60,000	△ 120,000	240,000	△ 300,000	△ 920,000	△ 2,940,000	△ 6,060,000		

高松より低額
高松より高額

※小豆島の料金体系は4体系であるが、小豆島（一般）を代表とする

2.2.3 加入金制度③

《口径別加入金調定状況》

(件)

口径	令和2年度	令和3年度	令和4年度
13mm	3,807	4,510	4,532
20mm	78	79	94
25mm	45	54	67
30mm	4	1	2
40mm	32	15	25
50mm	5	5	14
75mm	2	1	0
100mm	0	0	0
150mm	0	0	0
200mm	0	0	0
計	3,973	4,665	4,734

(千円)

調定額	251,369	288,268	300,137
(高松置換)			337,980

2.2.3 加入金制度④

《近隣事業体の水道加入金の額》

* 日本水道協会 水道事業の加入金調査表（R3.4.1現在）等から抜粋

事業体名	加入金の額（単位：千円） 【税込】										給水収益に対する加入金の割合(%)
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	
徳島市	44.0	88.0	176.0	－	572.0	968.0	2,640.0	5,368.0	14,740	30,580	5.0
岡山市	121.0	242.0	484.0	－	1,815.0	3,630.0	9,680.0	19,360.0	54,450	※	6.4
倉敷市	71.5	143.0	289.3	－	862.4	1,386.0	3,465.0	5,940.0	13,365	24,750	4.7
広島市	55.0	137.5	253.0	－	880.0	1,650.0	4,840.0	9,680.0	27,280	58,080	2.5
高知市（一部の地区を除く）	59.4	155.1	336.6	514.8	1,049.4	1,742.4	4,672.8	9,662.4	※	※	－
高松事業体	66.0	198.0	330.0	－	858.0	1,782.0	4,884.0	9,966.0	27,522	※	2.3

「※」印は当該口径以上は、管理者(又は管理者権限を持つ市町村長)が別に定める

2.2.3 加入金制度⑤

《他事業体の審議会答申の状況》

審議会等名称	答申内容
神奈川県営水道事業審議会	水道の新旧使用者の負担の公平性を図るため、水源開発や拡張事業に要した費用の一部を、新たに水道を引き込む際に負担いただく制度であり、水源開発等の終了により、制度の意義が導入当初より薄れつつあるものの、企業債の償還が続く状況にあることから、現時点で直ちに制度を廃止することは難しい。
岡山市水道事業審議会	給水装置の新設等に際し徴収している加入負担金については、減額改定する案が示されたが、今回の料金見直しとのバランスに鑑み、現行制度を維持することとした。
松山市上下水道事業経営審議会	水源開発等に係る先行投資経費を新規加入者から徴収する加入金で賄うことで、新旧需要者間の負担の公平を図ることを目的としているが、廃止する時期が到来したと考えるものである。
大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	加入金について、豊能水道事業と能勢町水道事業のほか企業団に統合した他の水道事業において取扱いが異なっており、今後、企業団において、加入金のあり方や運用方法等を整理されたい。
田川広域水道企業団水道料金等審議会	既存設備を従来から使用する使用者との負担の公平化及び料金値上げの抑制のため、新規加入者から水道メーターの口径に応じて加入金を徴収することが妥当である。加入金の金額は、水道料金が値上げとなることから、現行の料金から値下げとならない水準とすることが妥当である。

2.2.3 加入金制度⑥

《水道加入金の検討にあたって》

- 水道加入金には法的根拠はあるものの、水道普及率が98.2%（令和3年度末）となった現在では、「新たな水需要に応えるための水源の確保や水道施設の整備に必要な費用をまかなう」という制度趣旨から、水道加入金を廃止する事業者もある
- 現在は、各市町の水道加入金の額にばらつきが大きい
- 香川県水道広域化基本計画では、高松市の料金体系を軸に統一することを基本としているが、高松の水道加入金は高い水準にあるため、高松の水道加入金に統一した場合、上記にもかかわらず、今後の新規加入者の多くの負担が増加する
- 水道加入金の収入が毎年3億円程度あるなか、水道加入金をどうするか（引き続き存続する場合はどの程度の水準とするか、廃止する場合は収入減相当額をどう補填（例えば、水道料金に加算）するか）決定する必要がある

2.2.4 口座割引制度①

《口座割引制度の目的》

口座振替払いとした場合、納付書払いに比べ、請求書印刷、郵送などの事務費や、それにかかる人件費が不要となるだけでなく、納付漏れを減らせられることから、口座振替払いを推奨する目的で、割引制度を創設

《本県における口座割引制度の導入状況》

- 高松及び小豆島事業体において、口座振替1回当たり100円（税込）を割引
- R4年度実績 高松7,400万円 + 小豆島380万円 ÷ 7,800万円
- 企業団全体に適用した場合の影響額は約1億8,000万円の減収となる

《他事業体における口座割引制度の導入状況》

区分	事業体数	割合
口座割引あり	1	3%
口座割引なし	33	97%
合計	34	100.0%

※中四国の給水人口5万人以上の事業体を対象に、口座割引制度の導入状況を調査した
(WEBの給水条例、給水条例施行規程を調査)

2.2.4 口座割引制度②

《口座割引制度の検討にあたって》

- ▶ 納付方法の多様化を進める中、口座割引制度を存続させることが適当か、存続させる場合、割引額をどの程度にすることが適当か、検討が必要

(参考) 企業団の水道料金の徴収方法等

水道料金徴収方法	割合 (%)	収納に係る主な費用	費用
納付書払い (請求書払)	18.1	請求書用紙印刷費、郵送費	高
うちコンビニ払い (スマホバーコード払い含む)	(15.2)	コンビニ収納手数料	
口座振替払い	76.8	口座振替手数料	低
クレジットカード払い	5.1	クレジット収納手数料	中

2.2.5 福祉減免制度①

《福祉減免制度とは》

社会福祉施策の観点より、身体障がい者世帯や要介護者世帯などに対して、水道料金を減額する制度

《本県における福祉減免制度の状況》

- 小豆島事業体においてのみ導入
 - ・ 70歳以上かつ住民税非課税世帯、要介護4又は5かつ住民税非課税世帯、生活保護の適用を受けた世帯 . . . 料金の1/2減免
 - ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 . . . 超過料金の1/2減免
 - ・ 公共墓地であって自治会又は共同で管理する墓地 . . . 料金の1/2減免
- 福祉減免額 1,500万円程度／年

2.2.5 福祉減免制度②

《他事業体における減免制度の状況》

区分	事業体数	割合
福祉減免あり	4	12%
福祉減免なし	30	88%
合計	34	100.0%

※中四国の給水人口5万人以上の事業体を対象に、福祉減免制度の導入状況を調査した
(WEBの給水条例、給水条例施行規程を調査)

《最近、水道料金の福祉減免制度を廃止した自治体とその廃止理由》

自治体名	廃止時期	減免対象者	廃止の理由
大阪狭山市	令和5年度末	生活保護世帯や高齢者世帯など	経済的支援から、生活の質の向上を伴う福祉サービスへの転換を行う福祉施策へと再構築する。
和泉市	令和5年度末	一人親世帯や高齢者世帯、重度障がい者世帯	料金改定の負担を少しでも和らげるため、また、減免対象者の減免分を減免対象でない人の水道料金で負担している点で不公平となること。
城陽市	令和5年7月	生活保護受給者や前年度中の所得金額が一定に満たない寡婦、65歳以上の一人暮らしの高齢者	本制度が受益者負担を原則とする上下水道事業の趣旨にそぐわないこと、また、減免対象者の減免分を減免対象ではない人が負担することになる点で公平性の確保が難しいこと。

2.2.5 福祉減免制度③

「水道事業における公費負担のあり方について（令和2年3月、日本水道協会）」

②福祉減免に係る経費

地方公共団体における社会的配慮として実施する福祉施策等である水道料金の低料金制度、減免措置などは、地域の特性に応じて一般会計等が実施する福祉施策にほかならず、独立採算制を旨とする公営企業の水道料金収入で負担する性質のものではないことから、当該経費の全部について一般会計等において負担すべきと考える

2.2.5 福祉減免制度④

《 福祉減免制度の検討にあたって 》

- 社会福祉施策による減免制度は、地方公営企業である水道事業の「独立採算制の原則」と「受益者負担の原則」になじまない制度である
- 福祉減免制度を廃止することによる影響は避けられない一方、制度を導入するということになれば企業団の財政状況に大きな影響を及ぼすこととなるとともに、「独立採算制の原則」等に反することとなる